

お知らせ

所得税と市県民税の申告受付 2月16日(金)～3月15日(木)

確定申告の受付期間が近づいてきました。
くわしい内容は広報きんせ長浜2月号でお知らせしますが、受付の前に住所、氏名、申告内容などを申告書に記入するとともに、できるだけ早めにお済ませください。

お問い合わせは、市税務課市民税係(☎6524)へ。

申告をスムーズに行うため、長浜税務署では、下記の日程で確定申告説明会と申告相談を開催されます。

確定申告説明会＆申告相談

○確定申告・青色申告決算説明会

開催日	開催地域	会場	開催時間
1月30日(火)	長浜市、米原市	長浜文化芸術会館(大島町)	13:00～16:00

○事前申告指導会

開催日	対象となる人	会場	開催時間
2月1日(木)	給与所得者で住宅ローンを利用され、住宅を取得または増改築された人	市民交流センター ふれあいホール(地福寺町)	9:30～12:00 13:00～15:30
2日(金)			9:30～12:00
2日(金)	公的年金等を受給されている人で、株式の譲渡所得がある人		13:00～15:30
5日(月)	公的年金等を受給されている人	浅井支所(内保町) びわ支所(落合町) ※	9:30～12:00
6日(火)			13:00～15:30
7日(水)			

※びわ支所での指導会は市単独事業です。

○確定申告相談

開催日	会場	開催時間
2月16日(金), 19日(月), 20日(火), 21日(水)	長浜商工会議所(高田町)	9:30～12:00
3月5日(月), 6日(火), 7日(水), 8日(木), 9日(金)		13:00～16:00
2月27日(火), 28日(水)	虎姫町商工会館(虎姫町)	

振替納税をご利用ください

所得税や消費税の確定申告分の納付には、便利で安全な振替納税をご利用ください。振替納税を利用されると、口座引き落とし日が本来の納期限より約1か月遅く(所得税4月20日、消費税4月26日)、納税資金の準備に余裕ができるので便利です。

お問い合わせは、長浜税務署(☎6144)へ。

還付申告は1月4日から受け付けています

平成18年中に支払われた医療費が10万円を超える人(所得額200万円以下の人(所得額の5%))や住宅ローンなどを利用し、新しく住宅を取得または増改築された人、去年中に退職されて年末調整をされていない人などで、所得税の還付を受けられる人は、1月4日から長浜税務署で所得税の還付申告が行えます。

2月16日からの確定申告期間中は、税務署、市役所とも申告会場での混雑が予想されますので、

印鑑、源泉徴収票、平成18年中に支払った保険料や医療費の領収書など控除に必要な書類をそろえ、早めに申告をすませてください。

※平成18年中に国民年金保険料の掛金を納められた人は、社会保険庁または国民年金基金から送付された証明書類を必ず持参してください。

お問い合わせは、長浜税務署(☎6144)または、税務課市民税係(☎6524)へ。

TOPICS

市の発行物や掲示板でお店を宣伝しませんか～広告主募集～

市では、行政改革の一環として、市の新たな財源確保と市民サービスの向上、地域経済の活性化を図るため、下記の媒体に広告を掲載していただける事業者を募集しています。

平成19年度健康づくり日程表

来年度の健康づくり日程表(各種検診・健診)に掲載。
【広告期間】平成19年4月1日～平成20年3月31日
【広告規格】縦4.5cm×横9.0cm 1枠 1色刷
※全体枠数10枠
【掲載料】25,000円/枠(税込)
【締切り】平成19年1月25日(木)
【対象者】市内の事業者優先



浅井支所電光サイン掲示板

浅井支所西側道路にある電光サイン掲示板に掲載。
【広告期間】通年 ※1週間単位で募集
【広告規格】縦60cm×横410cm、黒地に赤文字(反転可能)、文字数30字程度
【掲載料】5,000円/週(税込)
【締切り】随時
【対象者】市内の事業者優先



「長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱」及び各広告媒体の「募集要領」に準じ募集を行います。
お申込み、お問い合わせは、市財政課(☎6506)へ。

図書館カレンダー(ポケットサイズ)

3館共通の開館カレンダーに掲載。
【広告期間】平成19年4月1日～カレンダー使用期間
4月各館に設置・配布(3,000枚)
【広告規格】縦2.6cm×横6.2cm 1枠 3色刷
【掲載料】カレンダー製作にかかる費用
【締切り】平成19年2月8日(木)
【対象者】市内の事業者優先



広報紙・ホームページ

市広報紙「きんせ長浜」やホームページ上に掲載。
【広告規格】広報紙:縦4.5cm×横9.0cm
ホームページ:縦60ピクセル×横150ピクセル
GIF形式 容量4KB以内
【掲載料】25,000円/月(税込)
【締切り】随時
【対象者】市内の事業者優先



新成人のみなさんへ 20歳がスタート! 国民年金

国民年金はすべての公的年金の基礎となるもので、日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入することが法律で義務づけられています。学生の方も加入しなければなりません。

公的年金制度は、現役世代が高齢世代を支え、今の現役世代が高齢世代になったときには次の世代が支えるという「世代と世代の支えあい」のしくみで成り立っています。

20歳を迎えられるこの機会にしっかりと人生計画を立て、自分自身の将来のため、国民年金に加入し、保険料を納めてください。

20歳を迎えられるすべての方を対象として、20歳の誕生月の前月に「国民年金被保険者調査・資格取得届」(はがき)をお送りしています。必要事項を記入のうえ社会保険事務所まで返送してください。

お問い合わせは、滋賀社会保険事務局彦根事務所国民年金業務課(☎0749-23-1114)へ。

年金受給に関する相談は 社会保険事務所へ!

国民年金、厚生年金の加入期間の確認や年金見込額の試算、年金の請求など、年金受給に関する相談は、滋賀社会保険事務局彦根事務所で行っています。

【平日の年金相談(祝日を除く)】

●月曜日 : 午前8時30分～午後7時
(1月は9日(火)にも実施)

●火～金曜日: 午前8時30分～午後5時15分

【第2土曜日の年金相談】

●1月13日 : 午前8時30分～午後5時15分

【一日社会保険相談所】

●実施日時 : 1月25日(木)
午前10時～午後4時

●実施場所: 長浜商工会議所

なお、すべて予約制となっていますので、希望日の1週間前までに電話でお申し込みください。

予約専用電話 0749-23-5489

お問い合わせは、滋賀社会保険事務局彦根事務所年金給付課(☎0749-23-1116)へ。